2013年12月17日

福祉車両販売の認定店制度を導入し、販売体制を整備

ダイハツ工業 (株) は、全国の販売会社で12月17日 (火)より、福祉車両販売の認定店制度を 導入し、福祉車両の販売体制の整備を行う。

今回の認定店制度は、店舗・試乗車・営業スタッフの3つの観点から福祉車両をお求めになる お客様への対応力強化を目的として導入。ハード・ソフトの両面で、お客様をより快適にお迎えでき る体制作りを行う。

<認定店制度の概要>

下記、3つの要件を備えた店舗を「フレンドシップショップ」とする。

店舗	バリアフリー店舗<概要>・車いす利用者優先駐車場の設置・段差の無いショールーム出入口・多目的トイレの設置
福祉車両の展示車・試乗車	車いす移動車と昇降シート車をお試しいただける体制
スタッフ	「福祉車輌取扱士」**1の資格取得

※1:一般社団法人 日本福祉車輌協会が認定する資格

「フレンドシップショップ」については、一目で分かるようにロゴマークの設定や、ダイハツ公式ホームページ(http://www.daihatsu.co.jp/)での公表を行い、今後3年以内に小規模拠点を除く全拠点への展開を目指す。

【フレンドシップショップ ロゴマーク】

